

(工事) 最低制限価格及び調査基準価格の算出式について

公告での記載方法を変更します

本市の最低制限価格及び調査基準価格については、令和4年8月30日「工事の入札における最低制限価格及び調査基準価格の見直しについて」にてお知らせしましたとおり、3通りの算出式により運用しています。

公共建築工事積算基準（以下「営繕基準」という。）のみを積算に使用している工事については、適用算出式を公告で明示していますが、記載方法を次のとおり変更します。

1 実施時期

令和5年3月28日以降に入札公告又は指名を行う案件から適用します。

2 見直しの内容

横浜市調達公告版発注情報詳細（工事）画面の注意事項欄での明示から、最低制限価格欄又は調査基準価格欄での明示に変更します。

①営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事を除く。）の場合

<変更前>

注意事項欄に「本件工事の最低制限価格^{※1}算出にあたっては、営繕算出式を適用する。」と記載

↓

<変更後>

最低制限価格欄又は調査基準価格欄に「(営繕算出式適用)」と記載

②営繕基準のみを積算に使用している工事（昇降機設備工事）の場合

<変更前>

注意事項欄に「本件工事の最低制限価格^{※1}算出にあたっては、営繕算出式（昇降機設備工事）を適用する。」と記載

↓

<変更後>

最低制限価格欄又は調査基準価格欄に「(営繕算出式（昇降機設備工事）適用)」と記載

※1：総合評価落札方式対象工事の場合は「調査基準価格」と記載します。

なお、①②以外の場合には、算出式についての文言を公告に記載しません。

(連絡先)

横浜市財政局契約第一課工事第二係

電話：045-671-2228